サービス管理責任者の要件(実務経験)

			•
業務	業務内容	 具体的内容	実務経
範囲	**************************************	★仲間かり	験年数
型 ①相談支援業務	施設等で相談支援業務に従事する者	i)地域生活支援事業、障害児相談支援事業、 身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支 援事業、障害児(者)地域療育支援事業の従 事者 ii)児童相談所、身体障害者更生相談所、精神 障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、 福祉事務所、発達障害者支援センターの従業 者 iii)身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉	
		施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護者人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者	5 年以 上かつ
	就労支援に関する相談支	iv) 障害者職業センター、障害者就業・生活支	900
	援に従事する者	援センターの従業者	日以上
	特別支援教育で進路相談、 教育相談業務に従事する 者	∨)特別支援学校の従業者	
	保健医療機関において相 談支援業務に従事する者	vi)保健医療機関の従業者で次に掲げる者 a.社会福祉主事任用資格者 b.訪問介護員2級以上に相当する研修修了者 c.国家資格者(※) d.i)からv)に掲げる従事期間が1年以上 ある者	
	その他	vii)その他これらの者に準ずると都道府県知事 が認めた者	

業務	業務内容	具体的内容	実務経
範囲		7711 037 3 1	験年数
②直接支援業務	施設等で介護業務に従事する者	i)障害者支援施設、障害児入所施設、身体障害者更生施設、身体障害者養護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床の従事者 ii)障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者 iii)保健医療機関又は薬局、訪問看護事業所の従事者	10年 以上か つ 1,800 日以上
	障害者雇用事業所で就労	iv)特例子会社、重度障害者等多数雇用事業所	
	支援業務に従事する者	の従業者	
	特別支援教育で職業教育 業務に従事する者	 ∨)特別支援学校の従業者 	
	その他	vi)その他これらの者に準ずると都道府県知事 が認めた者	
③有資格者等	上記②の直接支援業務に 従事する者で次のいずれ かに該当する者 a.社会福祉主事任用資格 者 b.訪問介護員 2 級以上に 相当する研修修了者 c.児童指導員任用資格者 d.保育士	②のi)~vi)に同じ	5 年以 上かつ 900 日以上
	上記①相談支援業務及び②直接支援業務に従事する者で、国家資格(※)による業務に3年以上従事した者	①のi)~vii)、②のi)~vi)に同じ	3 年以 上かつ 540 日以上

- ※国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士をいいます。
- ※サービス管理責任者となるには、上記実務経験に加えて相談支援従事者初任者研修(講 義部分)及びサービス管理責任者研修(該当分野)を修了していなければなりません。
- ※平成31年3月31日まであった猶予措置及び資格弾力化特区等の特別措置は、現在は 廃止されています。